

介護老人保健施設 備中荘 運営規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、介護老人保健施設 備中荘（以下「施設」という）の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある入所者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練を行うとともに、日常サービスを提供し、日常生活機能の改善を促進して、居宅における生活への復帰を目指す。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- (1) 入所者の人間性、主体性を尊重し、公平、公正な処遇に努める。
 - (2) 入所者の心身の状態を十分に把握し、これに対応したきめ細やかな処遇計画により医療ケアとともに日常生活機能の改善に努めるものとする。
 - (3) 明るく家庭的な雰囲気の醸成に努め、地域や家庭との結びつきを重視する。
- 3 施設の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 備中荘
- (2) 所在地 岡山市北区高松原古才600-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤)
施設の業務を統括し、従業者の指揮監督をする。
- (2) 医師 2人 (非常勤)
入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 事務長 1人 (常勤)
管理者を補佐し、施設に関する総務、会計その他事務等を総括する。
- (4) 介護支援専門員 3人 (常勤)
入所者に対して適切な施設サービス計画を作成し自立に向けて支援する。

- (5) 支援相談員 1人以上 (常勤)
入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (6) 看護職員 5人以上 (常勤)
医師の診療補助、入所者の日常生活の看護・指導及び家族に対する指導を行う。
 - (7) 介護職員 15人以上 (常勤)
入所介護の提供にあたり入所者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。
 - (8) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 2人以上 (非常勤)
入所者の機能訓練及び、日常生活動作能力の向上を目指し、援助・指導を行う。
 - (9) 薬剤師 1人 (非常勤)
入所者の薬剤調剤及び管理を行う。
 - (10) 管理栄養士 1人以上 (常勤)
入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うほか、食事相談等を行う。
- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

(入居定員)

第5条 施設のユニット数及び各ユニットの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 6ユニット
- (2) 1ユニットの定員 10名

(施設サービス等)

第6条 入所介護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 入所者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められた者を対象に、看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理等の施設サービスを提供する。
- (2) サービスの提供にあたっては、重要事項を記した文書を交付、説明し、入所者とその家族の同意を得るものとする。
- (3) 正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

(利用料等)

第7条 利用料等の額は別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

但し、入所者負担段階の第1～3段階の「食費」「居住費」は、国が別に定める負担限度額とする。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、入所者が希望したものを施設が提供する場合、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 災害その他、やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講ずる。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 診療にあたっては、療養上妥当適正に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 6 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(入所者及びその家族等の守るべき事項)

第9条 入所者及びその家族等は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意すること。
 - (2) 建物、備品、その他の器具を破損または、持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩、口論または泥酔、暴行、暴言、脅迫、セクシャルハラスメント等により、他の入居者や職員等に迷惑を掛けないこと。
 - (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
 - (5) 職員に対し、介護サービスの適正な提供を妨げるような、社会的通念上相当な範囲を超える要求、または著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)を行わないこと。
 - (6) その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。
- 2 前項の規定に違反し、安全かつ適切な介護サービスの提供や職員の安全確保が困難であると認められる場合、事業者は入居者等に対し、行為の取りやめや改善を求める警告を行うことができるものとする。
- 3 前項の警告にもかかわらず改善が見られない場合、または違反行為が著しく悪質であり、事業者との間の信頼関係が破綻したと明白に認められる場合は、事業者は介護サービスの提供を拒否、または利用契約を解除することができるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施
- (4) 事故発生の防止を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(秘密保持)

第 11 条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又そのための必要な措置を講ずるものとする。

(衛生健康管理等)

第 12 条 施設は、従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

また、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を実施するものとする。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(苦情解決体制の整備)

第 13 条 施設は、介護保健施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、介護保健施設サービスの提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した介護保健施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(協力病院)

第 14 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(非常災害対策等)

第 15 条 施設は、当該施設が立地する地域の自然条件等をふまえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という）を定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 施設は、当該施設の見えやすい場所に、計画等の概要を掲示等するものとする。
- 3 施設は、非常災害に備えるため、第 1 項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うものとする。
- 4 施設は、非常災害時における入所者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受け入れに努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の研修)

第 17 条 施設は、従業者の資質向上を図るため、研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施し従業者の計画的な人材育成に努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第 18 条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

- 2 施設は、介護保健施設サービスの提供に当たり、当該入所者又は他の入所者等の

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録し、入所者の家族等に連絡、説明し同意を得るものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第 19 条 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （１） 虐待の防止に関する責任者の選定
 - （２） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催して、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （３） 虐待の防止のための指針を整備する。
 - （４） 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及させるための研修を定期的実施する。
 - （５） その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、介護保健施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 20 条 施設は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

第 21 条 その他の運営に関し以下の事項に留意する。

- （１） 事業の会計は、その他の事業の会計と区別する。
- （２） 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。又、介護保健施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- （３） 施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を閲覧可能な形でファイル等で備え置く等するものとする。また、インターネットを利用し閲覧可能な状態にしておくものとする。

第 22 条

この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規程は、 平成年 24 月 1 日から施行する。
平成 24 年 8 月 1 日一部改正。
平成 24 年 9 月 1 日一部改正。
平成 25 年 4 月 1 日一部改正。
平成 26 年 4 月 1 日一部改正。
平成 27 年 4 月 1 日一部改正。
平成 29 年 4 月 1 日一部改正。
平成 30 年 4 月 1 日一部改正。
平成 30 年 7 月 1 日一部改正。
令和元年 10 月 1 日一部改正。
令和 2 年 10 月 16 日一部改正。
令和 3 年 4 月 1 日一部改正。
令和 6 年 4 月 1 日一部改正。
令和 6 年 6 月 1 日一部改正。
令和 6 年 8 月 1 日一部改正。
令和 8 年 6 月 1 日一部改正。
令和 8 年 8 月 1 日一部改正。
令和 8 年 10 月 1 日一部改正。